



裁判ではできないこと

法テラス八雲法律事務所

弁護士 伊藤 裕樹

(函館弁護士会所属)



■ 弁護士の仕事といえば裁判です。お金を払わない人から国の力でお金を取り立てたり、離婚や相続などの揉め事を当事者の意思にかかわらず、裁判官の判断で決着させられるのは、裁判という制度があるからこそできることです。とはいえ、そんな裁判も万能ではありません。今回は、裁判ではできないことをご紹介します。

■ まず、よくある相談に、「相手方に謝罪をさせたい」というのがありますが、基本的に裁判では相手に無理やり謝罪させるということはできません。通常の民事訴訟では、自分の受けた被害をお金に換算し「〇〇円支払え」と要求したり、「〇〇〇〇を引き渡せ」と裁判の目的である物自体を要求できるにとどまります。

■ お金や財産がない相手方から無理やりお金を取り立てることも、裁判ではできません。お金のない人の身包みを剥いでまで取り立てをするのはさすがに酷すぎるので、法律上定められた一定額より下の財産に対しては、裁判を通じてでも強制執行ができないこととされています。

■ さらに、当たり前ですが、有利な証拠が全くない場合に勝つということも裁判ではほぼできません。当事務所でも、証拠はないけど訴えたというご相談を時々お受けしますが、法テラスでは事件をお受けする条件の中に、「勝訴の見込みがないとはいえないこと」という条件があるため、証拠が全くないケースでは「勝訴の見込みなし」として受任依頼をお断りしています。

■ 裁判も万能ではないということを知っておいていただくと、法律相談に来られた際のがっかり防止になります。当職としても、法律相談に来られた方のがっかりするところはあまり見たくありませんので、今日の話をおさまの頭の片隅に置いていただくと幸いです。

■ 法テラス八雲法律事務所では、裁判に関するご相談も承っています。もし、気になることがある場合は、☎050-33383-8366までお気軽にご予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-33383-5563)」も、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

不用品交換コーナー

7月15日時点

ゆずります これまでの成立件数 **74**件

・ たんす

ゆずってください これまでの成立件数 **34**件

- ・ 車椅子
- ・ カーペット(3畳、4.5畳、6畳)
- ・ DVDソフト
- ・ ゲーム機(ソフトがあればセット)

【申請方法】企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。

※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300

八雲警察署からお知らせ

のぞき犯人の逮捕

過日、八雲町内を警戒中の八雲署員が、他人の家ののぞき見る犯人を発見し、その場で逮捕しました。

犯人逮捕後、八雲町内では同様の、のぞき被害の発生はなくなりましたが、入浴中や就寝中の女性を窓からのぞき見したり、スマートフォンなどで盗撮する事件や室内に侵入され、現金などを盗まれる被害が、今後、発生しないとは限りません。

「のぞきや盗撮被害防止対策の基本」

～入浴前や就寝前に注意～

・ 浴室や着替えなどをする部屋の窓とカーテンを閉め、鍵を掛けることが大切です。

～室内に侵入する泥棒などの総合的な防犯対策を～

- ・ 家の周囲に人が歩くと音が鳴る防犯砂利を敷く。
- ・ 窓などの近くに人を感知して光るセンサーライトを設置することも効果的です。

**安心して暮らせる犯罪のない街づくりに
取り組みましょう！**

【問い合わせ・申し込み先】

函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110